

## ウミガメ採捕承認取扱要領

沖縄海区漁業調整委員会指示18第4号（以下「委員会指示」という。）に基づく事務取扱は次によるものとする。

（承認の対象）

**第1** 委員会指示2の(3)の委員会が特に認めた者とは、ウミガメ類を漁業の目的で採捕する者をいう。

（承認申請）

**第2** ウミガメ採捕の承認を受けようとする場合に、ウミガメ採捕承認申請書（委員会指示2の(1)又は(2)により承認を受けようとする者は第1号様式、2の(3)により承認を受けようとする者は第2号様式）を、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）あて提出しなければならない。

（承認証の交付）

**第3** 委員会はウミガメの採捕の承認をしたときは、ウミガメ採捕承認証（委員会指示2の(1)又は(2)により承認を受けた者へは第3号様式、2の(3)により承認を受けた者へは第4号様式）を交付する。

（承認内容の変更）

**第4** 承認を受けた者が、承認の内容を変更しようとするときは、遅滞なくウミガメ採捕承認変更申請書（第5号様式）を提出しなければならない。

（承認証の再交付）

**第5** 承認を受けた者が、承認証を亡失又はき損したときは、遅滞なくウミガメ採捕承認証再交付申請書（第6号様式）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

（廃止届の提出）

**第6** 承認を受けた者が、ウミガメの採捕を廃止したときは、採捕廃止届（第7号様式）に承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

（捕獲頭数）

**第7** 沖縄海区における漁期中の捕獲割当頭数は、水産庁との協議により定められた頭数とする。

（採捕状況の報告）

**第8** 委員会指示5に基づき提出する報告書は、ウミガメ採捕報告書（第8号様式）によるものとする。

**第9** 委員会指示6に規定する報告は、ウミガメ採捕月報（第9号様式）によるものとする。その際、仕切り書等、販売の証明となる資料を添付しなければならない。

（電子情報処理組織による手続等）

**第10** 委員会は、この要領の規定により行わせ又は行うこととしている手続等については、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をするもの又は処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせ、又は行うことができる。この場合において、行われた手続等については、この要領の規定に規定する書面等により行われたものとみなす。

### 附則

この要領は、平成18年7月1日から施行し平成21年6月30日までとする。